



# インフルエンザ大流行の恐れ

## 二、三月が要注意

インフルエンザが市内でも大流行していますが、本格的な流行はこれからです。これに備えて十分注意してからだを守りましょう。

- 外出から帰ったら、必ずうがいをしてください。(のどについて)
- マスクをしましょう。
- 偏食せず、バランスのとれた食事をしましょう。(特にビタミンCは、外界の刺激に対してからだを守る働きをしてくれ

- 休養と睡眠をたっぷりとり、体調を整えよう。(夜ふかしなどの不節制はからだの抵抗力がなくなりやすい)
- 気温の変化に注意し、体温の調節に気をつけよう。
- 外出はできるだけ避けよう。
- 早期治療(インフルエンザは余病がこわい)発病してしまつたら、直ぐ医師の診断を受けて安静を保ち、余病の併発を防ぎましょう。

### 〔注意〕

うな人は申告しなければなりません。

- 勤め先から市役所へ給与支払報告書が提出されない人。
- 給与所得のほか、地代、家賃、配当、原稿料、退職手当(退職所得については、勤め先で分離課税される人は除かれます)がある人。
- 所得税の源泉徴収を受けなかつた家事手伝い人、ホステス、日稼ぎ労働者など。
- 雑損控除や医療費控除を受けたい人。

生命保険料や医療費の領収書などの提出をお願いすることもありますのでご持参ください。

所得税、市・県民税の納税相談日と会場は別表のとおりです。時間は、いずれも午前9時から午後4時までです。ただし土曜日の午後と日曜日は休みます。

# 申告は3月15日まで

## 所得税、市・県民税

昭和五十二年分の所得についての所得税、市・県民税の申告書を出していただく時期になりました。この申告は、課税資料となる大切なものですから、申告期限(三月十五日)までに必ず申告してください。

昭和五十三年一月一日現在の勝山市内に住所のある人で、

- (1) 所得税の確定申告をされる以外の人。
- (2) 給与所得者は、通常申告する必要はありませんが、次のように申告をしないとい損をする。

- (3) 確定申告、または市・県民税の申告をされた人は、事業税の申告は必要ありません。
- (3) 所得税で源泉分離課税の適用された配当所得も申告しなければなりません。
- (3) 申告書の裏に記載されている「申告書の書き方」をよく読んで該当する人は、添付書類などを忘れずに持参してください。

# 私は大丈夫…

## あなたはそういい切れますか

現代の激しい交通事情のなかで「私は大丈夫…」とあなたはいい切れるでしょうか。事実私たちの回りにはどうしても避けることのできない事故が頻発していることを心しておかねばなりません。そこで安い掛金であなたを守る交通災害共済に加入されるようおすすめします。

●加入申し込みの切りのかえは3月1日からです  
 ことしも加入申し込みの切りのかえの時期になりました。2月下旬にはみなさんのお手元へチラシと申込書をお届けします。申込書の氏名の加入欄と左の加入者証の加入欄に○印を記入して1人450円で加入者数分の掛金を添えて区長、町内会長さんへ3月28日までに申し込んでください。今まで加入していなかった人もこの際加入されるようおすすめします。

●52年度の加入状況  
 昨年の加入状況は、17,664人で加入率は55.44%でした。各地区の加入率は、勝山地区56.41%、猪野瀬地区80.64%、平泉寺町87.94%、村岡町44.98%、北谷町69.51%、野向町58.69%、荒土町49.79%、北郷町51.26%、鹿谷町54.73%、遼羽町60.02%でした。加入率の高かった片瀬、岡横江、経塚、横倉、妙金島の5区を表彰しました。

- 見舞金が最高100万円に引き上げられました
1. 死亡……………100万円
  2. 自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる後遺障害に該当するもの……………100万円
  3. 自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級から第4級までの各号に掲げる後遺障害に該当するもの……………50万円
  4. 1年以上の治療を要する傷害で、入院60日を含む実治療日数180日以上のも……………30万円
  5. 6か月以上の治療を要する傷害で、入院30日を含む実治療日数90日以上のも……………15万円
  6. 3か月以上の治療を要する傷害で、入院7日を含む実治療日数45日以上のも……………7万円
  7. 1か月以上の治療を要する傷害で、実治療日数7日以上のも……………3万円
  8. 1週間以上の治療を要する傷害……………1万円

●見舞金の請求期間は2年間  
 災害を受けた日から2年以内に請求してください。見舞金の請求手続きは市役所総務課生活環境係で取り扱います。

●交通事故にあったらすぐに届け出てください  
 交通事故にあったら、必ずすぐ警察署に届け出て、現場の調査を受けてください。自損事故の場合も、必ず警察署に届け出てください。事故証明がないと、見舞金を制限されることがあります。

●対象となる交通事故  
 日本国内で次の各号に掲げる交通機関の運行に伴う接触、衝突、転落、転覆、その他の事故による人の死傷が対象となります。

- (1) 自動車、オートバイ、自転車、トロリーバス
- (2) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー
- (3) 旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶)
- (4) 航空法に該当する旅客機

### 市・県民税納税相談日

地区名	会場	月	日
遼羽町	遼羽公民館	2月	27日(月)
猪野瀬地区	猪野瀬	2月	27日(月)
野向町	野向	2月28日(火)	3月1日(水)
村岡町	村岡	2月28日(火)	3月1日(水)
鹿谷町	鹿谷	3月2日(木)	3月3日(金)
平泉寺町	平泉寺	3月2日(木)	3月3日(金)
北谷町	北谷	3月8日(水)	
荒土町	荒土	3月6日(月)	3月7日(火)
北郷町	北郷	3月7日(火)	3月8日(水)
勝山地区と残りの方	市役所税務課 市民会館	3月1日(水)~3月15日(水)	

### 所得税納税相談日

会場	月	日	所得別
農協センター	2月	20日(月)	農業所得
"	2月	21日(火)	"
市役所(3階会議室)	2月	23日(木)	一般白色営業産業
"	3月	1日(水)	"
市民会館	3月	3日(金)	"
"	3月	10日(金)	"

(1) 確定申告書には、住所、氏名各種保険料、扶養控除などを記入し、保険料の領収書を添付してください。なお、印鑑を忘れずに持参ください。

(2) 相談時間は午前9時30分から午後4時までです。

### 1月市消費生活モニター生活関連物資小売価格調査結果表

調査品目	調査結果	最高	最低	平均	県平均
砂糖	上白糖(1kg)	260 <sup>II</sup>	198 <sup>II</sup>	232 <sup>II</sup>	228 <sup>II</sup>
化学調味料	味の素(120g)	290	200	238	-
小麦粉	薄力(1kg)	200	148	168	160
みそ	中級品(1kg)	475	268	300	291
大豆油	(1,650g)	750	468	590	580
サラダ油	(1.8ℓ)	800	430	638	-
しょうゆ	キッコーマン(1.8ℓ)	510	360	433	443
	その他	480	380	441	-
バター	雪印(225g)	350	180	303	331
マヨネーズ	300g	230	178	198	195
鶏卵	Mサイズ(10コ入)	250	170	213	217
牛肉	100g(中)	300	160	254	272
豚肉	100g(中)	360	125	182	156
合成洗剤	(2,650g)	790	700	735	729
歯みがき	ホワイトアンドホワイト(190g)	250	225	231	-
	エチケットライオン(220g)	260	216	232	-
ちり紙	白(700枚)	400	150	228	165
トイレマット	4コ入(55m)	238	110	150	140
白灯油	店頭渡し(18ℓ)	730	680	714	712
	配達(18ℓ)	780	700	739	723
プロパンガス	5m <sup>3</sup>	1,750	1,700	1,742	1,704

### 二輪車(バイク)の廃車手続きについて

二輪車(バイク)は毎年四月一日現在の所有者に対して一年分の軽自動車税が課税されます。つきましては使用しない等により廃車を希望される方は、三月三十一日までにナンバー、印鑑、持参の市役所市民課窓口で必ず手続きをすませていただきます。原因となつております。

### し尿浄化槽維持管理講習会開催のお知らせ

最近、し尿浄化槽の急速な普及により、河川の汚濁、悪臭などの公害問題が発生し、地域住民からの苦情がだつてきました。この問題はし尿浄化槽の使用が維持管理の知識不足が大きな原因となつております。

### 耳の健康診断

三月二十三日(福社会館)午後三時まで教育福祉会館で、耳の健康診断が開かれます。聴力測定、補聴器相談があります。

### 育英資金貸与生募集

市教育委員会では、昭和五十三年度の市育英資金貸与生を募集しています。高校あるいは大学などに進学する人または在学中の人で、家計の都合で資金を借りたいと希望される人は、早目に父兄または先生が直接市教育委員会庶務課(市民会館二階)へ申し込んでください。遠隔地の人には、申し込みにより所定の用紙を送ります。

### 県指導要綱では、し尿浄化槽の保守点検および維持管理をしなければならぬことが義務づけられています。

市では、正しく管理使用してもらうため、次のとおり講習会を開きますから必ず受けてください。

- 対象者
  - ①五十二年三月以降に浄化槽を設置した人。
  - ②五十二年三月以前に設置済の人で昨年受講できなかった人。
- 日時
  - 昭和五十三年二月二十二日(水) 二十三日(木) いずれも午後二時から
- 場所
  - 市民会館三階大会議室

③これから浄化槽を設置しようとする人。